

イランにおける第三者がかかわる生殖補助技術の 活用に関する倫理的議論と実践¹⁾

細谷幸子

はじめに

イラン・イスラーム共和国では、一九八〇年代の後半から、生殖補助医療をめぐる法的・倫理的問題に対処するための議論がおこなわれるようになった。いくつかの生殖補助技術においては、一組の男女が子をもつという営みに第三者の身体が介入することで、婚姻関係と親子関係に関連する既存の枠組みから逸脱する状況を引き起こす可能性がある。イランで議論が

活発化したのも、生殖補助技術の導入と活用の際し、それまでの規範の再解釈が必要となったからである。

シーア派を国教とするイランでは、イスラーム法を柔軟に解釈する議論によって新たな事態への対応策が検討され、生殖に関わる技術の使用を広く許容する方向性が示されてきた。しかしながら、イランにおける生殖補助医療に関する議論と実践については、これまで日本語で詳しく紹介されることが少なかった。そこで本稿では、イランにおける不妊をめぐる状況と共に、

とくに第三者がかかわる生殖補助医療の活用について、これまで展開されてきた倫理的議論の概要を示すことを目的としたい。具体的には、議論の中で重視された婚姻関係と親子関係の規範について、主に日本からでもアクセスが可能な英語文献をもとに整理する。

なお、本稿では柘植あづみの定義にならない、体外受精や顕微授精など、子をもつために必要な生殖補助に関わる個別の技術に限定する場合は「生殖補助技術」、生殖補助技術を使用した医療を指す場合には「生殖補助医療」、また不妊治療に関わる技術だけでなく、避妊や人工妊娠中絶も含めた生殖全般に関わる技術を指す場合には「生殖技術」と表記する(柘植 2012: 231)。また、本文中のペルシャ語表記は、すべて黒柳(1998)を参照している。

1 イランにおける不妊とその治療

(1) イランの医療の状況

人口約八千万人を擁するイランは、経済発展水準としては中所得国と位置づけられている。世界銀行のデー

タによると(World Bank 2018)、一人あたりGDPは五一九アメリカドル(二〇一六年)、平均寿命は七十六歳(二〇一六年)、乳幼児死亡率出生一〇〇〇対一五(二〇一六年)で、周辺中東諸国よりも高い保健医療水準にある。革命後、イランでは農村部の末端まで広がるブライマリ・ヘルスケアのネットワークが整備され、これが母子保健水準の向上や家族計画の推進に寄与してきた。近年では、ロウハーニー大統領主導のもと国民皆保険の達成を目標とした政策がとられ、医療への平等なアクセスを実現する努力がなされている。

生殖補助医療を提供する医療機関を含め、病院やクリニックは都市部に集中している。テヘランやイスファハン、シーラーズ、マシユハドのような大都市には、公立の医療施設だけでなく、慈善団体や民間団体が運営する医療施設が多数存在し、高度専門医療を含めた種々のサービスを提供している。現在、国民の九割は何らかの医療保険に加入していると報告されている(Mehrad 2009: 71)。しかし、医療保険でカバーされない自由診療の領域が大きく、同様の治療を受けた場合で

も医療施設によって患者の自己負担額が異なる。一般的に、大都市部の富裕層は民間病院を、農村部居住者や貧困層は公立病院を利用する傾向にある。医療費の自己負担は約六割と報告されている (Episcom 2014)。

(2) イランにおける不妊

イランでは、イラン・イラク戦争(一九八〇―一九八八年)後に出生率が劇的に低下した。これは、政府が推進した家族計画によって、既婚女性の間でピル、IUD(避妊リング)、卵管切除、コンドームなどの避妊法が普及するに伴って起きた変化だった (Aghajanian and Merhyar 1999:100)。イラン・イラク戦争中の一九八六年に七・一だった出生率は、一九九一年に四・九まで下がり、その後、二〇〇年には二・〇、二〇一一年には一・六となった (Erfani 2015:36)。近年、イラン政府は、将来予測される人口減少と人口の高齢化に歯止めをかけるため、出産を奨励する方向性に舵を切ったが、出生率の上昇は簡単には実現できないだろうと予測され

一方で、イスラームにおいて、結婚をし子を産み育てることは宗教的に高い価値をもつ。子どもは神からの授かり物で、結婚、妊娠、出産と子の養育は、イスラームを信仰する者にとって重要な宗教的善行の一つでもある。しかし、これは同時に、何らかの理由で妊娠・出産が困難である夫婦に対して、強いステイグマが付与される文化的背景が存在することを意味している。

不妊とは、子どもを望んでいるにもかかわらず、子どもができない状況を指す (柘植 2012:用語解説iv)。十五〜五十歳のイラン人既婚女性とその夫を対象とした調査では、結婚後二年を経過して一度も妊娠しなかった夫婦が四・六%、妊娠経験はあるが、二次的な不妊状況にあると回答した夫婦が三・四%だった (Sattarnejad 2007:306)。だが、結婚後の期間を短く設定した研究結果では、より高い割合が示されている。イランで実施された不妊に関するサーベイをまとめた調査では、二二%のイラン人女性が、結婚生活で原発性不妊(一人目不妊)を経験していると見積もられている (Kazem and Ardalan 2009:216)。

不妊の原因は男女どちら側でもあり得るが、女性の方が不妊であることの非難を受けやすい。イランにおいて、不妊は離婚の正当な理由になる。また、男性の複婚が許可されているため、離婚しなかったとしても夫は妻の不妊を理由に別の女性を娶ることができる。そのため、子どものいない夫婦の妻は、社会の中でも親族内でも脆弱な立場に置かれる。妻は不妊女性としてのステイグマに加え、離婚や多妻婚に対する不安を抱えながら生活しなければならぬ。(Behboodi-Moghadam 2013:44)。

不妊は、深刻な家庭内暴力に結びつくこともある。テヘランの不妊治療センターでおこなわれた調査の報告によると、六一・八%の不妊女性が、夫から精神的・身体的・性的暴力を受けたと回答している (Arbabily 2011:16)。不妊による不安やうつ症状が円満な夫婦生活の障害となり、夫婦間の葛藤や不和を増長させているとする報告もある (Habibi et al. 2015:33)。実態は必ずしも明らかになっていないが、こうした研究結果を考慮すると、不妊に対する医学的治療を求めざるを得ない状

況に立たされている夫婦の数は、決して少なくないと推測できる。

(3) イランにおける生殖補助医療

イラン国内で生殖補助医療を提供するクリニックは年々増加している。そのため、現在の正確な施設数をとらえるのは難しいが、二〇一六年の報告によると、全国に六十二の不妊治療センターがある (Omidvari 2016:6)。シーア派が多数派のイランでは、近隣のスンナ派が多数派の国より寛容な指針が出されており (Gürün, Inhorn and Tremayne 2015)、配偶子(精子・卵子)の提供による非配偶者間の体外受精の他、提供胚の移植、代理出産⁽⁴⁾、着床前診断⁽⁵⁾による男女産み分けも可能となっている。生殖補助医療のクリニックとして中東最大の規模をもつロウヤーン研究所(テヘラン)は、年間約一人の患者が研究所のクリニックを受診し、合計で七千サイクルの治療をおこない、約四〇%の成功率を得ていると報告している (Roussseau 2014:644)。

これまで、生殖補助医療は美容整形と同様に「病氣

の治療」とはみなされず、全額自己負担の自由診療とされていた。しかし、近年は不妊が身体機能不全の一つとして考えられるようになり、徐々に保険適用部分が増加した。さらに二〇一六年には出産奨励政策の一つとして、公立病院で不妊治療を受ける場合、保健省が費用の八五%を負担するとの発表もあった(SINA 2016)。生殖補助医療を提供しているクリニックの中には、半官半民の組織で治療費を安く設定しているところもある。一回の体外受精(IVF)でかかる費用は医療機関によって異なり、約八百ドルから四千ドルだと推算されている(Abbasi-Shavazi 2008:18)。貧困層には治療継続が難しい金額だが、場合によっては親族が車や家を売って資金援助をすることもある。

イランで初めて生殖補助技術を研究するセンターが設立されたのは、一九八八年だった。ヤズドにあるこの研究所でイラン国内初の体外受精が実施され、一九〇年にその子の誕生が報告された。一九九五年には、イランで最初の細胞質内精子注入法(ICSI)⁽⁶⁾による子が誕生した。一九九九年、前年にテヘランに開設さ

れたアヴィセンナ研究所がテヘラン大学の法・政治学部と合同カンファレンスを開催し、そこで生殖技術に関する法的な問題が議論された。この議論をもとに準備された胚提供に関する法案が二〇〇三年七月に国会で承認され、十日後に監督者評議会の承認を得て、「不妊夫婦に対する胚提供⁽⁷⁾の方法に関する法(ganin-e nahve-ye ehda-ye jainn be zoujein-e na-kar-var)」が成立した(Garmanfard Naef 2015:369)。

2 「不妊夫婦に対する胚提供の方法に関する法」

(1) イランの立法制度とイスラームの教令

イラン革命以降、イランは立法・行政・司法の三権分立制度をもつイスラーム共和国体制をとっている。イスラーム法学者の統治の理念に基づき、国の法律はイスラームの原理に従うことが求められる⁽⁸⁾。国会に提出される法案は、必要があれば、高位の宗教学者の見解を参照して作成される。法案は国会で可決された後、監督者評議会でイスラーム法との整合性を審査され、

そこで承認されて初めて成立、施行となる。

シーア派では、信徒が参照すべき指針となる教令 (Fatwa) を発行できる立場にある宗教学者をムジュタヒドといい、その中でも上級者をアーヤトツラー、最高有識者をマルジャエ・タクリード (信徒が見習うべき模倣の源泉の意) という称号で呼ぶ。教令は、シーア派のイスラーム法学に基づき、以下の四つの法源から導き出される。第一の法源はクルアーン、第二の法源は預言者とエマームの言行の伝承、第三の法源がイスラーム法学者の合意、第四の法源は理性である。

シーア派の宗教学者たちは、理性による解釈 (ijtihad) を重視し、これが医療の分野で日々進歩し続けている技術の実用的な解釈につながっている。⁽⁹⁾ 医療は人間の生と死を扱う場であり、臨床の場面で倫理的課題に直面することも少なくない。たとえば、新しい医療技術に関して指針となる法規が存在しない場合、ムジュタヒドたちは関連する質問を信者から受け、その答えとして教令を示す。法案の作成時や臨床実践の場において専門家によって指針とされ参照されるのは、マルジ

ヤエ・タクリード、あるいは政治的に権威あるアーヤトツラーの教令である。こうした高位のアーヤトツラーたちの意見は互いに対立することもあるが、それぞれの見解が尊重される。なお、信徒は自分が従うアーヤトツラーを選ぶことができる。

(2) 「不妊夫婦に対する胚提供の方法に関する法」の内容

生殖補助医療に関するイランで最初の法が、「胚提供」という特定の生殖補助技術に限定した内容をもつ背景には、本稿で紹介するいくつかのイスラーム法上の概念が関わっている。後述するが、イランでは精子や卵子の提供を受けるよりも、第三者の夫婦から胚提供を受ける方が倫理的に受け入れやすいという状況がある。

法は、五つの条項からなる。第一条は、胚提供の定義とドナー・レシピエントの定義で、ドナーもレシピエントも婚姻関係にある夫婦であり、夫婦両者の同意の上で、「子宮の外で受精」(体外受精)した胚をレシピエントに譲渡することが記載されている。第二条は胚

のレシピエントの条件に関して、医学的に不妊である診断が下されており、疾病や依存症がないことなどの項目が列挙されている。¹⁰⁾ 第三条は、レシピエント夫婦と胚提供によって生まれた子との関係性に関して、双方は（普通の）親子と同様に、養育（*taqadun*）、訓育（*tarbiyat*）、扶養（*mafage*）、尊敬（*sharam*）の義務と責任を負うと記されている。

「不妊夫婦に対する胚提供の方法に関する法」は、国の立法府である国会で審議された法律である。この法律が成立するまでの議論では、最高指導者ハーメネイ師の教令も含め、アーヤトッラーたちの見解が参照された。一方、「胚提供」以外の生殖補助技術に関する制定义は現時点では存在していないため、アーヤトッラーたちはこれらの利用について独自の見解を示している。見解の中には、ハーメネイ師の教令と立場を異にするものもある。最高指導者であるハーメネイ師の教令はイラン国内において一定の権威をもつ。しかし信徒は他のアーヤトッラーの見解に従うこともできる。

さらに、臨床で生起する問題への対処において、イ

スラム法の規範よりも他の価値観が優先される状況も起っている。次節では、こうした複雑な状況を理解するために、イラン国内で集中的なフィールドワークをおこなった Tremayne と Gammaroudi の報告と議論を参考にしながら論点を整理する。

3 生殖補助技術をめぐる二つの論点… 婚姻関係と親子関係

イラン国内で倫理的問題として議論されてきた論点は、国際社会の趨勢を反映してはいるものの、日本や欧米で争点となっている事柄とは異なっている。本節では、大きな論争となった二点について述べる。これらは、第三者が介入する生殖補助技術の導入により、婚姻関係と親子関係の規範の再構築が必要になった際に重視された概念である。

(1) 婚姻関係の再考…姦通

イスラム法は婚外性行為と婚前性行為を姦通（*zina*）の罪としている。スンナ派が多数派を占める国では、

第三者からの精子・卵子の提供や胚の提供、代理出産はすべて姦通罪に相当するとして禁じている。しかし、シーア派のイランでは、一九九〇年代後半に、すでにハーメネイー最高指導者が第三者による精子・卵子の提供を許可する教令を出している (Abbasi-Shavazi 2008:4)。

イランで生殖補助医療を受けられるのは、婚姻関係 (通常婚だけでなく一時婚⁽¹⁾も含む) をもつ夫婦でなければならぬ。何らかの原因により第三者から卵子の提供を受ける必要がある場合、次のような方法がとられる。イスラームでは、男性の多妻婚が認められている。また、シーア派では一時婚も合法としている。したがって、夫が卵子の提供者と性交渉のない一時婚契約を結び卵子の提供を受けることで、婚姻関係のない女性との姦通の罪を避けることができる。提供された卵子は男性の精子と体外受精をし、妻の子宮内に移植される (Trenayne 2012a:71)。

何らかの理由で夫の側に問題がある場合、女性は複数の男性と同時に結婚することができないので、より

状況が複雑になる。対処策の一つは、次のような方法である。妻が一度夫と離婚し、三カ月の待婚期間 (wala⁽²⁾) を経て、精子提供者の男性と性的交渉のない一時婚をする。一時婚をした男性から提供された精子と彼女の卵子とで体外受精をし、胚を彼女の子宮に戻す。ここで一時婚を終了し、元の夫と再婚する (ibid.:72)。

こうした煩雑な手続きを経ても、姦通は避けなければならぬ。しかし、ハーメネイー師の教令はより寛容で、「配偶子の提供は(男女の間に不法の)接触と視線がなければ」姦通にならない、「性交渉という身体的な行為が介在しないので、配偶子の提供の際に一時婚をする必要はなく、姦通とはみなされない」としている (Abbasi-Shavazi 2008:7)。つまり、姦通とみなされるのは、婚姻関係のない男女間の精子または卵子の移行ではなく、不法で不義の性行為そのもので、受胎は姦通の結果とはならないとした (Garnaroudi Naef 2012:163)。

一方で、シーア派のアーヤトッラーたちの中には、第三者の精子が不妊夫婦の妻の子宮に「直接」入ることとは許されないと見解をもつ者がいる。根拠とし

て、第二の法源であるエマームの伝承から、シーア派第六代エマームの言葉「最後の審判の日に最悪の拷問を受けるのは、禁止されている女性の子宮に彼の種を入れた男」が示される (Garnaroudi Naef 2015:360)。しかしながら、この場合も、カテーテルを使用して女性の子宮内に精子を注入する人工授精が不法とされるのであって、精子が婚姻関係のない女性の子宮内に直接入らなければ、問題は回避される⁽¹³⁾。すなわち、体外受精や顕微授精によって不妊男性の妻の卵子と第三者の男性の精子を子宮外で受精させ、胚として妻の子宮に戻すのであれば、違法ではない (Garnaroudi Naef 2012:165)。

さらに、より保守的なアーヤトツラーたちの中には提供精子による妊娠は人工授精も体外受精も違法だとする根強い反対意見もある。そのため、一時婚の煩雑な手続きを経て合法性が確信できない精子提供を受けるとは、妻の卵子を使うことを諦め、もう一組の夫婦から胚提供を好む夫婦が多い (Trenayne 2012a:72)。

それでは、代理出産の場合、姦通の問題はどう解釈されているのだろうか。スンナ派は、代理出産も姦通

に相当する禁止行為としているが、シーア派では、代理出産も合法とする⁽¹⁴⁾。ただし、不妊の妻をもつ夫の精子を第三者の女性の子宮に「直接」入れて妊娠させ、その女性が代理出産をおこなう伝統的な方法は許可されない。したがって、ここで合法とされる代理出産とは、体外受精した夫婦の胚を第三者の女性の子宮に移植する方法を指す。この方法なら、胚または胎児を一つの子宮から他の子宮に移動させることと同等とされ、禁止行為とはならない (Aramesh 2009:321)。

(2) 親子関係の再考…血統と近親関係

それでは、生殖補助技術を使って、第三者を巻き込んだ関係性の中で産まれた子との間には、どのような親子関係が付与されるのだろうか。たとえば代理出産では、卵子の提供者と子宮の提供者(子を出産した代理母)のどちらが子の母とされるのだろうか。あるいは、第三者から精子・卵子の提供、または胚提供を受けた場合、誰が子の父・母としての義務・権利をもつのか。この議論で重要になるのは、血統 (*nasab*) の概念と、

近親関係 (*mudharabah*) の概念である。

代理出産の場合、クルアーンの五八章二節⁽¹⁵⁾に依拠すれば、出産をした女性のみが子の母とされるべきである。だが、シーア派の見解では遺伝的要素が優先され、代理母ではなく依頼主で卵子の提供者である女性が母だとされる。代理母と子の間には遺伝的つながりがなく、血統が確立されないからである。しかし、「遺伝的要素の優先」という法則は、必ずしもすべてに適用されるわけではない。第三者の夫婦から提供された胚を移植し子を産んだ場合は、卵子・精子の提供者ではなく、胚提供を依頼した不妊夫婦（夫・妻ともに子と遺伝的つながりをもたない）が親権を得ることになる。⁽¹⁶⁾

「不妊夫婦に対する胚提供の方法に関する法」には、胚提供で産まれた子と不妊の両親との関係性についての記述がある（第三条）。不妊の夫婦と子の間に生まれる義務と責任を、ここでは養育、訓育、扶養、尊敬としている。これは、養子縁組 (*farzand-khāndegi*) の養親と子の関係性と同じである。イスラーム法は血縁関係にない子を実子と偽ることを禁止し、養子縁組を認め

ていない。だが、イラン革命前に制定された養子縁組に関する法とその改正法（二〇一三年）⁽¹⁷⁾では養子縁組を認めており、いくつかの条件を満たせば、不妊のイラン夫婦は保護者のいない子どもを養子として引き取ることができる。この法で規定されている養親は、「養育、訓育、扶養、尊敬を与える権利と義務を負い」、子は養親の名前を名乗ると規定されている。

しかしながら、養親と子の権利・義務関係の中には、相続権に関する記述が含まれていない。また、「不妊夫婦に対する胚提供の方法に関する法」にも、相続に関する明確な記述がない。この背景には、イスラーム法において、血統を共有する生物学的な親子の間でのみ財産の相続が可能になるという事情がある。⁽¹⁸⁾

血統が相続を決定するという原則に従えば、胚提供を受けて生まれた子が相続を受けるのは胚のドナー夫婦であるし、子に財産がある場合、子の遺産を受け取るのもドナー夫婦となってしまう。実際には、レシピエント夫婦が親権をもつと考えられていても、ドナー夫婦が後日相続権を主張してこないとも限らない。こ

うした不安に対応するため、生殖補助技術を提供するクリニックでは、提供者を匿名にすることで、ドナーとレシピエントがお互いを特定できない環境を作る努力をするようになった (ibid.:374)⁽¹⁹⁾。

さらに、第三者を巻き込む生殖補助技術によって生まれた子との関係性においては、相続や親権の問題だけでなく、親族範囲の設定も重要な論点になる。生殖補助技術によって生まれた子と不妊夫婦、あるいは精子・卵子・胚・子宮の提供者が異性同士の場合、二人は結婚ができない近親者の男女 (*mahrām*) とみなされるのか、あるいは生物学的な親子でないことが優先され、将来的に結婚が可能な男女 (*ḡay-mahrām*) とみなされるのかという問題である。この点に関するアーヤトollah たちの見解は様々で、多数の合意は得られていないようだ。

たとえば、代理母は乳母 (*mādhure rēzā*) と同等だとする教令がある⁽²⁰⁾。乳母と子の関係性は血統に基づかないので相続を含め親子関係に関わる権利・義務をもつことはないが、擬似的な母子関係が築かれることによ

り、結婚が禁じられる *mahrām* の関係性になる。したがって、乳母と子の間柄と同様、代理出産で産まれた男児は、代理母本人とも、彼女の近親女性とも結婚ができないという立場になる。だが一方で、代理出産で産まれた子と代理母との関係性は、血統を共有せず親権も獲得しないので、結婚を禁じられる近親関係にはならないとする見解もある⁽²¹⁾。

4 第三者が関わる生殖補助医療の実践において起こる問題

以上、第三者がかかわる生殖補助技術の導入において議論となった姦通と血統・親族関係の問題について述べた。これらはイスラーム法との関連で問題視された点に関する議論である。これとは別に、多数の臨床的事例を追った Tremayne は、不妊夫婦たちの選択において見られるいくつかの特徴的な状況を記述している (Tremayne 2012b, 2015)。

一つは、親族の血筋をひく子を生むことが重要視される状況である。イラン人にとって血統の継続は大き

な関心事で、それがときに *mahrām* にあたる者との結婚の禁止や姦通の禁止というイスラーム法上の規範を破る結果になるとしても、血統の「純潔さ」を保つために親族が卵子・精子・胚を提供することが好まれている。

Tremayne (2015) の論文では、不妊の妻が自身の姉妹から卵子提供を受け夫の精子と体外受精を実施した例、不妊の夫が自身の兄弟から精子提供を受け妻に告げずに妻の卵子と体外受精を実施した例、不妊の妻が夫の兄弟の嫁から卵子提供を受けた例があげられている。最初の例において、男性と彼の妻の姉妹の関係性は *mahrām* ではないが、重婚の相手として妻の姉妹を選択し妊娠させることを禁止とする見解もある。二例目と三例目は、女性が結婚したまま夫以外の男性との子をつくるという意味で姦通に相当する。さらに Tremayne は、不妊の夫が妻の兄または弟から精子提供を受けた例も紹介している (ibid.:77-78)。この場合、生まれる子は異性のきょうだい同士の子となり、近親相姦の禁止の規範に反することになる。

二つ目は、精子提供を嫌忌する状況である。卵子提供の場合には大きな混乱は起きないが、精子提供は夫婦にとっても家族にとっても受容が難しい。これには二つの理由が考えられる。一つは、イラン人の男性にとって不妊は男性性を脅かし体面を汚す深刻な事態だという点と関連する。不妊の夫は、自分の不妊について妻にも話さずにいる、あるいは妻に不妊の汚名を着せる場合が多く、したがって精子提供は秘密裏におこなわれる必要がある。親族の一人、または見ず知らずの男性の提供精子を得て生まれた子が、幸運にも夫の生物学的子ではないとわからない外見的特徴をもっていれば隠し通せるかもしれない。しかし、精子提供を選択した不妊の夫が生まれた子を受容することができず、これを妻の不貞の結果とし、子を不義の子と呼んで暴力を振るうなど、悲惨な展開となった事例が報告されている (Tremayne 2012b)。

提供精子の利用を忌避するもう一つの理由は、父系の血縁者によって血統が受け継がれていくと考えられているところにある。シーア派にとって父系と母系は

対等で、必ずしも血統は父系と決定付けられているわけではないとする議論もある (Garnaroudi Naef, 2012:158)。また、前述の姉妹による卵子提供の例からは、母系の血のつながりも重視されていることがわかる。しかし筆者が二〇一四年から二〇一六年にかけてテヘランで実施した調査では、医療者によっても不妊治療を受けている夫婦によっても、父親と生物学的つながりのない子を親族として認められないとして、第三者からの精子提供に強い忌避感をもつ家族が多いことが指摘されていた。

繰り返し述べてきたように、第三者による精子提供は、姦通の禁止というイスラーム法の原則に抵触するとの判断を示すアーヤトラーもいる。そのため、最高指導者ハーメネイ師が合法とする教令を出していても、国立の医療機関では提供精子による体外受精を実施していない (Frenayne 2015: 79)。民間医療機関でも、筆者がテヘランで訪問したクリニックの中には「医学的な理由によって当院では実施していない」とするところがあった。しかしその背景には、姦通や相続とい

ったイスラーム法上の問題だけでなく、男性の体面や血統を守るといふ観点からも、精子提供が強く忌避される状況があると言えるだろう。

おわりに

本稿では、これまで日本語ではあまり紹介されてこなかった、イランの生殖補助医療をめぐる倫理的議論と実践に関して紹介した。第三者が関わる生殖補助技術の利用が、イランの婚姻関係と親子関係の規範に与えた影響は大きい。そこで必要となったのは、姦通、血統、近親関係という重要概念を軸に、婚姻関係と親子関係の規範を再構築する試みだった。だが、一つ一つの生殖補助技術を使用することの周辺にはイスラーム法の遵守以外にも重視される価値観がある。生殖補助技術の利用によって生まれてきた子どもたちは、それぞれの家族のもとでどのように成長し、どのような問題に直面していくのか。これに関しては、今後も現地の情報を追っていききたいと考えている。

- (1) 本稿はアジア経済研究所の調査研究プロジェクト「中東イスラーム諸国における生殖医療と家族」の中間報告として提出した論考に修正を加えたものである。本稿にないドナーに対する報酬、男女産み分け、同性愛者と未婚者の生殖補助技術の利用、凍結保存配偶子・胚の死後利用に関しては、細谷(2016)を参照されたい。
- (2) 体外受精とそれに続く胚移植は、体外で卵子と精子を受精させ、分割した胚(初期胚―胚盤胞)を子宮内に移植する不妊症治療の一つである(和田他2010)。
- (3) 精子の数や運動率が極度に不良で、体外受精をおこなっても受精できない場合に、顕微鏡化で授精する生殖補助技術を指す(同書)。
- (4) 妊娠、出産を第三者に依頼し、生まれた子どもを依頼者が自分の子どもとして育てる方法(柘植2012:用語解説ix)。
- (5) 体外受精により得られた受精卵が分割し、八細胞期前後にある段階で胚生検をおこなって、遺伝子が特定されている遺伝性疾患や染色体異常などを診断する方法(和田他2010)。性別も判別できる。
- (6) 顕微授精の方法の一つで、一つの精子をマイクローピペットで直接卵子の中に注入する方法を指す(同書)。
- (7) 「胚提供」に相当するペルシヤ語 *ehda-ye jamin* は、直訳すると「胎児の贈呈」を意味する。日本語では、受精卵を日数別にいくつかの異なる名称で呼び分けているが、ペルシヤ語では受精から出生までの間、すべて「*jamin*」の語を使用している。
- (8) イラン・イスラーム共和国憲法第四条。
- (9) イランでは、本稿で紹介する生殖補助技術に限らず、避妊、人工妊娠中絶、脳死と臓器移植、性転換手術に關してもイスラーム法の柔軟な解釈がおこなわれ、それをもとに新たな制度的展開が生まれている。脳死と臓器移植については細谷(2011)、性転換手術については森田他(2016:75-76、註25)を参照されたい。
- (10) ドナーの条件は、施行規則第二条に記載されている。
- (11) 一時婚 (*mit'a*, ペルシヤ語では *sahle*) とは、婚姻期間を設けない通常婚と異なり、婚姻期間を限定して契約を結ぶ婚姻形態を指す。シリア法学のみ、その合法性を認めている(貫井他2013:155、註5)。
- (12) 離婚した夫との間の子どもを妊娠していないことを確認する期間で、普通婚の場合、寡婦は四カ月と十日、離婚した女性は三回の月経を見るまで(月経のない離婚女性は三カ月)、待婚期間中に妊娠が判明した場合は出産後四十日とされている(同論文:158、註23)。
- (13) 「不妊夫婦に対する胚提供の方法に関する法」第一条で体外受精のことを「体外」ではなく「子宮の外で」と表現しているのは、この問題を想定しているからである。
- (14) 現在、イランでは代理出産に関する法案が準備されている。

いる段階で、まだ個別の法は存在していない。医療機関では宗教指導者たちの見解を参照にした独自のガイドラインを設けて対処している。

- (15) 「抗弁する女章」二節「あなたがたの中で、ズイハールによって、その妻を遠ざける者がある。しかしかの女らはおかれらの母ではない。母はおかれらを生んだ者以外にはないのである。実におかれらの言うことは不法な、虚偽の言葉である。本当にアッラーは寛容にしてよく罪を赦される。」(樋口2000: 682)。

- (16) こうした柔軟さについて、ギャルマールロウディーは、シリア派における親族 (*khishāvanī*) の構造は、「遺伝子」の法則ではなく、近接性 (*qorābat*) の法則に従うと指摘している (Gammaroudi Naef 2012:183)。

- (17) 一九七五年に制定された「保護者のいない子どもへの監護に関する法」は革命後も効力をもっていた。二〇一三年の改正法の「保護者がいない、あるいは保護者に保護能力のない児童と青少年の援護に関する法 (*qānūn-e-hemāyat az kidākān va javānān-e-bi-sar-purast va bad-sar-purast*)」でも同様に養親は子に対して養育、訓育、扶養、尊敬を与える義務を負うとされている (一七条)。

- (18) 生殖補助技術によって遺伝的なかかわりのない子の親となる場合、出生後、子の養育権を取得する手続きをし、出生証明書の子を不妊夫婦の名で作成し、その中で実子と同じだけの相続が受けられるよう、意思表示

示をすることで対処している (Abbas-Shavazi 2008:23)。

- (19) これまでイランでは、生殖補助医療におけるドナー・レシピエント間の匿名性は必ずしも重視されてこなかった。これにはいくつかの背景がある。まず、以前は親族からの提供が主だったため、匿名性自体が想定されなかった。また、ドナーとレシピエントが実名での対面的な関係性を築くことが文化的に重視されていた。たとえば臓器移植においても、ドナー (または死去したドナーの家族) とレシピエントは共に匿名ではなく、直接対面がなされていた。しかし、臓器移植と異なり生殖補助医療におけるドナーとレシピエントの関係性は、相続と関わる血統の問題となるため、より複雑な状況が生まれる。一方で、ドナーの匿名性の保持は、子の立場から考えると自分の出自を知る権利に反する。だが、この点に着目した議論は、イランではまだ十分におこなわれていない。

- (20) モオメン師の教令である (Gammaroudi Naef 2012:173)。
- (21) サネイ師の教令である (ibid.:168)。

参考文献

黒柳恒男 1998 『ペ日・日ペ現代ベルシャ語辞典 (合本)』大修館書店。

柘植あづみ 2012 『生殖技術—不妊治療と再生医療は社会に何をもたらすか』みすず書房。

- 貫井万里他 2013 「原典研究：イラン家族保護法案（二〇一二年一月二三日司法権公表）」『イスラーム地域研究ジャーナル』5：148-159。
- 樋口美作他編 2000 『日亜対訳・注解 聖クルアーン』日本ムスリム協会。
- 細谷幸子 2011 「イラン・イスラーム共和国「死亡した患者あるいは脳死が確定した患者の臓器の移植に関する法律」と施行規則」『イスラーム世界研究』4(1)：426-434。
- 細谷幸子 2016 「イランにおける生殖補助医療に関する倫理的議論と実践」村上薫編著『中東イスラーム諸国における生殖医療と家族 調査研究報告書』シエトロ・アジア経済研究所 38-54 (http://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2015/pdf/C10_ch4.pdf)。
- 森田豊子他 2015 「原典研究イラン家族保護法（一九七五年二月四日成立）」『イスラーム地域研究ジャーナル』7：68-76。
- 森田豊子他 2016 「原典研究イラン家族保護法（二〇一三年四月九日成立）」『イスラーム地域研究ジャーナル』8：96-106。
- 和田政他編 2010 『看護大辞典（電子辞書版）』医学書院。
- Abasi-Shavazi, M. J., M. Inhom, H. B. Razeghi-Nasrabad, and G. Toloo. 2008. "The 'Iranian ART Revolution': Infertility, Assisted Reproductive Technology, and Third-Party Dona-

- tion in the Islamic Republic of Iran." *Journal of Middle East Women's Studies* 4 (2):1-28.
- Aghajanian, A., and A. H. Merhyar. 1999. "Fertility, Contraceptive Use and Family Planning Program Activity in the Islamic Republic of Iran." *International Family Planning Perspectives* 25 (2):98-102.
- Aramesh, K. 2009. "Iran's Experience with Surrogate Motherhood: and Islamic View and Ethical Concerns." *Journal of Medical Ethics* 35:320-322.
- Ardaybi, H. E., et al. 2011. "Prevalence and Risk Factors for Domestic Violence against Infertile Women in an Iranian Setting." *International Journal of Gynecology & Obstetrics* 112:15-17.
- Behboodi-Moghadam, Z. et al. 2013. "Experiences of Infertility through the Lens of Iranian Infertile Women: A qualitative Study." *Japan Journal of Nursing Science* 10 (1):41-46.
- Erfani, A. 2015. "Family Planning and Women's Educational Advancement in Tehran, Iran." *Canadian Studies in Population* 42 (1-2):35-52.
- Espicom. 2014. *The world medical markets fact book*. Chichester, West Sussex: Espicom Business Intelligence.
- Garmaroudi Naef, S. 2012. "Gestational Surrogacy in Iran: Uterine Kinship in Shia Thought and Practice." In *Islam and Assisted Reproductive Technologies: Sunni and Shia Perspectives*, edited by M. C. Inhom and S. Tremayne, 157-193. New

- York and Oxford: Berghahn Books.
- Garmaroudi Naef, S. 2015. "The Iranian Embryo Donation Law and Surrogacy Regulations: The Intersection of Religion, Law and Ethics." *Die Welt Des Islam* 55:348-377.
- Gartin, Z. B., M. C. Inhorn, and S. Tremayne. 2015. "Islam and Assisted Reproduction in the Middle East: Comparing the Sunni Arab World, Shia Iran and Secular Turkey." in *The Changing World Religion Map: Sacred Places, Identities, Practices and Politics*, edited by Stanley D. Brumm, 313-3153. Dordrecht: Springer.
- Habibi, M., Z. Hajheydari, and M. Dartharaj. 2015. "Causes of Divorce in the Marriage Phase from the Viewpoint of Couples Referred to Iran's Family Courts." *Journal of Divorce and Remarriage* 56 (1):43-56.
- ISNA (Iranian Student News Agency). 2016. "pāshesh-e 85 dar sadī-ye hazīne-hā-ye darmañ-e nā-bār-varī az emrūz." 9 shahrivar 1395. Accessed March 14, 2018. <http://www.isna.ir>.
- Kazem, M., and A. Ardalani. 2009. "An Overview of the Epidemiology of Primary Infertility in Iran." *Journal of Reproduction & Infertility* 10 (3):213-216.
- Mehrabad, R. 2009. "Health System in Iran." *Japan Medical Association Journal* 52 (1):69-73.
- Moeinifar, M., and F. Azinzedeh Ardebili. 2012. "Lineage and the Rights of Cloned Child in the Islamic Jurisprudence." *Journal of Reproduction & Infertility* 13 (4):183-199.
- Ory, S. J. et al. eds. 2016. IFPS Surveillance 2016. *Global Reproductive Health* (2016) 1:e1: 1-143. Accessed March 14, 2018. doi: 10.1097/GRH.0000000000000001.
- Rousseau, S. 2014. "Two Decades of Reproductive Biomedicine and Stem Cell Biology in Iran: the Royan Institute." *The International Journal of Developmental Biology* 58:643-647.
- Safarinejad, M. R. 2007. "Infertility among Couples in a Population-Based Study in Iran: Prevalence and Associated Risk Factors." *International Journal of Andrology* 31: 303-314.
- Tremayne, S. 2012a. "The dilemma of assisted reproduction in Iran." *Facts, Views and Vision in OBGYN* 2012 Monograph:70-74.
- Tremayne, S. 2012b. "The 'Down Side' of Gamete Donation: Challenging 'Happy Family' Rhetoric in Iran." in *Islam and Assisted Reproductive Technologies: Sunni and Shia Perspective*, edited by M. C. Inhorn and S. Tremayne, 130-156. New York and Oxford: Berghahn Books.
- Tremayne, S. 2015. "Whither Kinship?: Assisted Reproductive Technologies and Relatedness in the Islamic Republic of Iran." in *Assisted Reproductive Technologies in the Third Phase: Global Encounters and Emerging Moral Worlds*, edited by K. Hampshire and B. Simpson, 69-82. New York and Oxford: Berghahn Books.
- World Bank. "Country Profile: Iran, Islamic Rep." The World Bank

Group. Accessed March 14, 2018.

http://databank.worldbank.org/data/views/reports/portwidget.aspx?Report_Name=Country_Profile&Id=b450fd57&ba=y&dd=y&in=n&zn=n&country=IRN

ペルシャ語法律本文

不妊夫婦に対する胚提供の方法に関する法 (*qānūn-e nahve-ye ehda-ye janīn be zoujēn-e nā-bā-vār*) <http://rc.majlis.ir/fa/law/%20show/93943> (二〇一六年三月十日閲覧)。

不妊夫婦に対する胚提供の方法に関する法の施行規則 (*qānūn-e nahve-ye ehda-ye janīn be zoujēn-e nā-bā-vār*) <http://rc.majlis.ir/fa/law/show/125235> (二〇一六年三月十日閲覧)。

保護者がいない、あるいは保護者に保護能力のない児童と青少年の援護に関する法 (*qānūn-e hemdīvat az kīdākan va javānān-e bī-sar-parast va bād-sar-parast*) <http://www.rtk.ir/Laws/ShowLaw.aspx?Code=1344> (二〇一六年三月十日閲覧)。

(ほそや さちこ) / 国際医療福祉大学成田看護学部准教授